

《事業中のダムについての意見書（案）を批判する》パートⅠ

‘05.1.6

月ヶ瀬憲章の会 浅野 隆彦

1. 淀川水系流域委員会の最も誇り得るところ。

「提言」中の「ダムは、自然環境に及ぼす影響が大きいことなどのため、原則として建設しないものとし、考えうるすべての実行可能な代替案の検討のもとで、ダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ、かつ住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎり建設するものとする」とした内で、アンダーラインで示したところである。

新河川法は「住民意見の反映」を「河川整備計画」策定の前提としてはいるが、「…措置を講じなければならない。」のみで、実質的な「判断の主（あるじ）」は、河川管理者であるから、「住民参加」の提案が虚しく映る。その点、上記「提言」の『住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎる』とした理念が、唯一、「河川整備計画」のみならず、「河川総合開発基本方針」等も、民主化へ導く事が出来る「国民主権」の有り方なのである。これが現委員会最大の成果であった。

2. 何故、明確に「重大な不備」と指摘しないのか。

「基礎原案」に対しては、意見書中＜7.1.1 ダム計画の方針＞に於て、『「妥当」の判断のなかに、提言に示した「社会的合意」が欠落していることは、重大な不備である』と指摘している。

それを受けながら「基礎案」で変化がない。今回の意見書は、それを踏まえ、最大の厳しさと、明確にそれを指摘した意見を述べなければならない。『「提言」および「意見書」で表明したことを再確認し』と述べてはいるが、これではそれからの後退姿勢が感じられ、「基礎案」でも頑として「官主導」を貫いた考え方への屈服と、見られなくもない。